

【 高校生新聞・高校生オンライン広告掲載規定 】

高校生新聞は、高校生を対象とし、高校の教育現場等で読まれる特殊な媒体のため、インターネット版も含め広告自主規制を行っています。広告の掲載は大学、短期大学、専門学校等の教育機関、高校生の健全育成に理解のある企業・団体・官公庁を対象とします。なお、以下の内容の広告は掲載いたしません。

- 1 責任の所在が不明確なもの。広告主の名称、連絡先を明記していないもの。
- 2 内容が不明確なもの。
- 3 虚偽または誤認されるおそれがある次のようなもの。
 - (1) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - (2) 数値、統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
 - (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - (4) 取り引きなどに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
- 4 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。
- 5 事実でないのに当社が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 6 教育現場で未成年に閲覧させるのにふさわしくないおそれがある次のようなもの。
 - (1) 特定の政治団体・候補者への支援・投票呼びかけ。意見広告。
 - (2) 宗教団体・布教。
 - (3) 出会い系サイト・結婚紹介。
 - (4) 消費者金融・投機・金融商品。
 - (5) 債権取り立て・示談引き受け。
 - (6) アルコール・煙草・賭博。
 - (7) 美容整形。
 - (8) そのほか、青少年の健全育成に害をあたえうる、または教育現場の倫理観に反するおそれがあると当社が認めた物販・商法。
- 7 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - (1) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
 - (2) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。

- (4) その他風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの。
- 8 人種、民族、国籍、出身地、言語、性、年齢、職業、学歴、身体的特徴、病気、思想信条等について、侮辱的又は差別的な表現を使用しているもの、偏見を起こさせるもの、当事者の心情を損なうもの。
 - 9 非科学的な内容や、事実と確認されていない内容で読者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの。
 - 10 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
 - 11 商標を無断で使用したもの、著作権、肖像権を侵害するおそれがあるもの。
 - 12 皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
 - 13 アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
 - 14 オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
 - 15 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
 - 16 副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
 - 17 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
 - 18 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
 - 19 以上のほか、高校生に閲覧させるのが不相当と当社が認めたもの。



〒194-0022 東京都町田市森野 1-34-10
電話:042-724-2750 FAX:042-724-2710

